

タイ王国大阪総領事館でビザを申請する際の注意事項

● 本人申請・受領のみ受付

ただし、以下の場合には代理申請可能

①□未成年：両親が申請する場合のみ

②□日本で会社/教育機関に所属している方：同じ会社/教育機関に所属する代理人が申請する場合のみ
(代理人の名刺/委任状が必要)

③□旅行代理店：事前に当館にて登録済みの旅行代理店であること

⇒領事判断により、上記にあてはまる場合でも、本人申請・受領を要求する場合がございます。

※以下の場合には本人申請・受領のみ

□退職者長期滞在ビザ（ロングステイビザ）の申請

□北朝鮮・イラン・イラク・アフガニスタン・ナイジェリア国籍者の申請（全種類のビザ）

● 郵送申請・受領不可

● アフガニスタン・アルジェリア・バングラディシュ・中国・エジプト・インド・イラン・イラク・レバノン・リビア・ナイジェリア・ネパール・北朝鮮・パキスタン・パレスチナ・サウジアラビア・スリランカ・スーダン・シリア・イエメン・アフリカ地域国（南アフリカ共和国を除く）旅券所持者は、永住・定住・日本人の配偶者等、中長期の日本在留資格を所有していない限りビザ申請（全種類）ができません。

● 北朝鮮・イラク・アフガニスタンの旅券所持者のビザ申請は、全種類のビザにおいて審査に約 1 ヶ月半から 2 ヶ月かかります。

● 申請に必要な書類はビザ申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものでなければなりません。

例外 1：タイ側の会社登記簿本＝6 ヶ月以内

例外 2：婚姻証明書＝発行日の制限なし

● 詐称もしくは虚偽の申請事実は永久に申請不適合となります。

● 領事館は追加の書類を依頼することがあります。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

● 領事館は面接を要求する場合があります。ビザ手続きの時間を十分に踏まえて渡航の計画をたててください。ご出発 2 週間ほど前から余裕を持って申請されることを推奨します。

● F A X ・持ち込みなどによる書類の事前確認は一切行いません。

● F A X ・郵送書類による問合せは受け付けておりません、対応時間内(午後 3 時半～5 時半)にお電話にてお問合せ下さい。

● ビザ申請料は返金できません。

- 一旦受理した書類は返却致しません。
- 一度の申請件数が15件以上の場合、翌開館日に受領できない場合があります。
- ビザのキャンセルは、当館発行のビザであり正当な理由（渡航目的変更等）がある場合のみ受付可能。

管轄地域について

- タイ王国大阪総領事館の管轄地域

近畿地方：大阪・京都・奈良・兵庫・滋賀・三重・和歌山

- 現在申請が可能な地域

中部地方：愛知のみ（タイ王国名古屋名誉総領事館でも申請可 直接お問い合わせください）

中国地方：鳥取・島根・岡山・広島・山口

四国地方：徳島・香川・愛媛・高知

九州地方：福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島

沖縄地方：沖縄

□在京タイ王国大使館でも申請できますが、その場合は直接お問い合わせください。

※申請者の現住所・日本側の書類発行元の所在地・日本出国地点の全てが申請可能地域であることが条件となります。

※申請者の住所等、申請内容が虚偽でないか確認することがあります。

※認証およびタイ国籍者関連の業務に関しては管轄は設けておりません。